

令和4. 10. 26 衆・法務委員会 鎌田さゆり議員（立憲民主）

問1 旧統一教会について、所轄庁が質問権を行使せずとも、既に明らかになっている事情を基に、裁判所が職権で解散命令を出すことは可能なのではないか。

（答）

○ 個々の宗教法人について、宗教法人法81条1項に基づき、所轄庁等の申立てを待つことなく、裁判所が職権を発動して解散命令を出すことが可能か否かの判断は、具体的な事件を担当する個々の裁判官が行うものであり、最高裁判所の事務当局としては、答弁を差し控えさせていただきます。

問2 旧統一教会について、裁判所が職権による解散命令を出すことが100%可能とも100%不可能ともいえないということか。

(答)

- (先ほどもお答えしたとおり、) 個々の宗教法人について、宗教法人法81条1項に基づき、所轄庁等の申立てを待つことなく、裁判所が職権で解散命令を出すことの可否については、最高裁判所の事務当局がお答えすることはできないので、答弁を差し控えさせていただきます。

問3 今回の神戸家裁における少年事件記録の廃棄について、最高裁の規程や通達が守られていなかったのではないか。

（答）

- 個々の記録の廃棄は、記録を保存する裁判所において行われているところ、本件記録が特別保存に付されなかった理由や廃棄された当時の状況については明らかでなく、個別の廃棄の判断が適切であったかどうかについて、最高裁としては見解を述べることは差し控えたいと考えております。
- もっとも、規程において、事件記録等で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない、つまり、特別保存しなければならないとされています。さらに通達上で具体的に、「世相を反映した事件で史料価値の高いもの」や「全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの」等については、特別保存に付するものされておりましたが、本件当時、各庁においては、この特別保存を適切に

行うための仕組みが整備されておらず、規程や通達の趣旨に沿った適切な運用がされていたとは言い難い状況であったと考えております。

(○ なお、特別保存の運用については、令和2年に、東京地裁において、重要な憲法判断がされた事件の記録等の廃棄が明らかになったことを端緒として、適切な記録保存の運用を確保するため、有識者の意見を踏まえて運用要領を策定し、同地裁の運用要領を参考に、各庁においても運用要領が定められたところでございます。)

問4 本件記録は、いつまで保存されていたのか。

（答）

○ 本件記録がいつまで保存されており、これがいつ廃棄されたかにつきましては、神戸家裁において本件記録の廃棄年月日を記載した事件簿や廃棄に関する書類等が残っていないところです。

もともと神戸家裁において、昨日（10月25日）、旧事件処理システムのデータが見つかったことから、内容を確認したところ、当該少年の事件記録の廃棄年月日に関するデータとして、平成23年2月28日と記録されていることが確認できました。これは正式な書類に基づくものではありませんが、事件記録の廃棄年月日は、当該データに記録された日であった可能性が高いものと考えています。

令和4. 10. 26 衆・法務委員会 鎌田さゆり（立憲）

問5 今回、記者からの問合せがなかったとしたら、本件記録の廃棄に気が付かなかったのではないか。

（答）

○ 今回の問合せがなかった場合において、いつ本件記録の廃棄を把握することができたかをお答えすることは困難ではありますが、いずれにしましても、最高裁において本件記録の廃棄を把握したのは、今回の問合せによるものであることは事実でございます。

令和4. 10. 26 衆・法務委員会 鎌田さゆり（立憲）

問6 のちに本件事件の検証が必要となった場合に、本件記録が廃棄されたことの責任はどこが負うのか。

(答)

- （先ほど申し上げたとおり）個々の記録の廃棄は、記録を保存する裁判所において行われているところ、本件記録が特別保存に付されなかった理由や廃棄された当時の状況については明らかでなく、個別の廃棄の判断が適切であったかどうかについて、最高裁としては見解を述べることは差し控えたいと考えております。
- もっとも、本件は、特別保存を適切に行うための仕組みが導入される前の適切ではない運用に起因するものであり、庁全体の問題、さらには裁判所全体の問題であると考えており、最高裁判所として重く受け止めているところでございます。

問7 同様の事態は、他にも起きているのではないか。

（答）

○ 本件当時、各庁においては、特別保存を適切に行うための仕組みが整備されておらず、規程、通達の趣旨に沿った適切な運用がされていたとは言い難い状況があったということに照らせば、本件と同様の事態が他にも生じている可能性があることは否定できないものと考えております。

○ 現に、各庁に対して、報道機関より廃棄の有無の確認を求められた少年事件について、記録が廃棄されていたことが複数確認されています。

問8 最高裁として、通達に沿った運用が行われていない現状を猛省すべきと考えるが、どうか。

（答）

- 本件当時、特別保存を適切に行うための仕組みが整備されておらず、規程、通達の趣旨に沿った適切な運用がされていたとは言い難い状況にあったものと理解しており、下級裁を支援、指導する立場にある最高裁として、各方面からのご批判については重く受け止めているところでございます。
- （先ほど申し上げたとおり）東京地裁では、重要な憲法判断がされた事件の記録等の廃棄が明らかになったことを端緒として、適切な記録保存の運用を確保するため、有識者の意見を踏まえて令和2年2月18日付けで運用要領を策定し、同地裁の運用要領を参考に、各庁においても運用要領が定められたところでございます。
- このたび、耳目を集めた少年保護事件記録等を特別保存に付さずに廃棄していたことが明らかとなり、

最高裁として、改めて、これまでの特別保存の運用の在り方が適切であったか、適切な運用に向けた取組が十分であったかを第三者の目から客観的に評価していただき、将来にわたって事件記録の管理の適切な運用を確保していく必要があると考えており、外部の有識者委員による会合を開催し、委員の意見等を踏まえ、今後の検討を進めてまいりたいと考えております。

令和4.10.26 衆・法務委員会 米山隆一議員（立憲民主）

問1 横浜地方裁判所横須賀支部の民事訴訟の和解案を協議する期日において被告国の代理人が録音していた事案について、録音が発覚した後、裁判官はどのように訴訟指揮を行っているか。盗聴はなかったことになったまま進んでいるのか。

（答）

- 令和4年10月11日に横浜地方裁判所横須賀支部で開かれた、国が被告となっている民事訴訟事件の弁論準備手続期日において、裁判官の許可を得ることなく、被告代理人が持ち込んだ録音機が録音状態にあったとの事案が発生したことについては承知しております。
- そうした事態を受けて、担当裁判官が、どのような訴訟指揮を行っているかについてのお尋ねですが、裁判官の訴訟指揮については個別の事件における裁判官の裁判事項そのものに関わることで、事務局からお答えすることはできません。

令和4.10.26 衆・法務委員会 米山隆一議員（立憲民主）

問2 今回の事案について、住居侵入罪ないし偽計業務妨害罪が成立しないか。刑事告発の考えはないか。

（答）

- 犯罪の成否についてお尋ねがありましたが、個別の事案における具体的な犯罪の成否については、検察官が起訴した事件について受訴裁判所が判断するものであり、最高裁事務局がお答えすることはできません。
- 刑事告発というお尋ねもありましたが、本件事案に関する客観的な事実関係については、現在調査中であると承知しており、今後明らかになった事実関係を踏まえ、適切な対応を検討していくことになるかと存じます。

問1 民事事件や少年事件の記録は、どのような根拠に基づいて、どこが保存するのか。

(答)

- 民事事件や少年事件の事件記録等については、最高裁が定めた事件記録等保存規程3条1項に基づき、原則として当該事件の第一審裁判所で保存することとされております。

問2 民事事件や少年事件には、主にどのような種類があるのか。それらの事件記録の保存期間はどのくらいか。

(答)

- 民事事件には、民事通常訴訟事件や保全命令事件、破産事件など、多様なものがございます。例えば、民事通常訴訟事件における保存期間は、判決の原本が50年、和解等調書が30年、事件記録が5年とそれぞれ定められております（別表第一3項）。
- また、少年事件には、一般的な少年保護事件のほか、收容継続申請事件（少年院法138条）などの準少年保護事件があり、例えば、少年保護事件のうち、少年院送致などの保護処分決定によって完結したものについては、その保存期間は、少年が26歳に達するまでの期間と定められております（別表第一21項）。他方、不処分決定によって完結したものなどについては、原則として3年と定められております。

問3 特別保存の認定は、どのような基準で、誰が判断をするのか。

(答)

- 事件記録等保存規程上、史料又は参考資料となるべきものについては特別保存に付するものとされておりますところ、最高裁の通達において、その対象になるものとして、「重要な憲法判断が示された事件」、「重要な判例となった裁判がされた事件など法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件」、「世相を反映した事件で史料的価値の高いもの」、「全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの」等を挙げております。
- 特別保存に付すべきか否かの判断は、記録を保存している第一審裁判所の裁判官会議の判断によることとなりますが、通常は、そうした司法行政上の判断は所長に委任されていることも多いものと承知しております。

○ また、各庁においては、その選定手続について運用要領を定めており、例えば、令和2年に定められた東京地裁の運用要領においては、①最高裁判所民事判例集等に判決等が掲載された事件、②事件担当部から保存に付するよう申出がされた事件、③主要日刊紙2紙以上に終局に関する記事が掲載された事件について、特別保存に付するといった客観的な基準を設けております。また、④弁護士会や学術研究者等から要望があった場合には、これを特別保存に付するかどうか適切に判断するために、裁判所内に設置した保存記録選定委員会の意見を踏まえて、最終的に東京地裁において特別保存の要否を判断しております。

令和4. 10. 26 衆・法務委員会 阿部弘樹（維新）

問4 特別保存された件数は、どの程度あるのか。

（答）

- 令和4年10月21日時点で、特別保存に付された事件の件数は、全国で、1, 521件である。

問5 少年事件の記録については、電子化され、データで保存されることにならないのか。

（答）

- 刑事手続において取り扱う書類について電子的方法により作成・管理・利用することについては、現在、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会において調査審議が行われているものと承知しております。
- 最高裁としては、こうした法制審議会における調査審議の状況を注視しつつ、少年事件の記録の保存の在り方について引き続き検討をしてみたいと考えております。

問6 特別保存の認定については、各地方裁判所で行うのではなく、高等裁判所において行う仕組みとするべきではないか。

(答)

○ (先ほど申し上げたとおり)事件記録等については、原則として、当該事件の第一審裁判所で保存するものとされておりますところ、特別保存に付するか否かの判断については、当該記録の存する裁判所において行うのが相当であり、当該記録を現に保存する第一審裁判所において行うこととしている現在の事件記録等保存規程には、合理性があるものと考えております。

(○ なお、このたび耳目を集めた少年保護事件記録等を特別保存に付さずに廃棄していたことが明らかとなり、最高裁として、改めて、これまでの特別保存の運用の在り方が適切であったか、適切な運用に向けた取組が十分であったかを第三者の目から客観的に評価していただき、将来にわたって事件記録の管理の適切

な運用を確保していく必要があると考えており、外部の有識者委員による会合を開催し、委員の意見等を踏まえ、今後の検討を進めてまいりたいと考えております。)

- (いずれにしましても、) 特別保存の運用の在り方等について、今後、外部の有識者委員の意見等も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

問1 なぜ1997年に起きた神戸連続児童殺傷事件に関する全ての事件記録を特別保存の対象として保存しなかったのかについて、当時の関係者からの聞き取りも含め、廃棄の経過を詳細に調査し、歴史的価値のある裁判資料が廃棄されないよう検討し、対策を立てるべきであると考えているが、どうか。

（答）

- 議員御指摘のとおり、神戸家裁に係属した連続児童殺傷事件の少年保護事件記録等をはじめ、その他の庁におきましても、耳目を集めた少年事件の事件記録が2項特別保存に付されずに廃棄されていることが明らかになっているところでございます。
- 2項特別保存の運用につきましては、令和元年に東京地裁において、重要な憲法判断がされた事件の記録等が廃棄されていることが明らかになり、これを端緒としまして、同地裁において有識者の意見を踏まえて策定された運用要領を参考に、全国各庁において、2項特別保存の運用要領が策定されるに至っております。

す。神戸家裁の事案はこの要領策定前のものではございますが、記録保管に関する裁判所の運用について疑問を呈されている状況にあるものと承知しております。

○ そこで、最高裁としましては、改めて、これまでの特別保存の運用の在り方が適切であったか、適切な運用に向けた取組が十分であったかを第三者の目から客観的に評価していただき、将来にわたって事件記録の管理の適切な運用を確保していく必要があると考えており、外部の有識者委員による会合を開催し、委員の意見等を踏まえ、今後の検討を進めてまいりたいと考えております。

○ 議員御指摘の神戸家裁の事案を含め、どのような調査、検討が考えられるかにつきましては、有識者委員の意見を聴きながら進めてまいりたいと考えております。

令和4. 10. 28 衆法 平林晃（公明）

問1 今回改定される号俸に在職する裁判官の数及びその割合を問う。

答 今回改定される号俸に在職する裁判官は、139人であり、これは裁判官全数(3383人)に対する約4%に相当する。

令和4. 1.0. 28 衆法 平林晃（公明）

問2 裁判官の人事評価を給与に反映させるべきと考えるが、最高裁の見解如何。

答 裁判官の評価については、その職権行使の独立への配慮がきわめて重要であると考えており、評価権者である地家裁所長等において、各裁判官と面談した上で、段階式ではなく、文章体による記述式の人事評価を行っている。給与についても、裁判官の職権行使の独立性を踏まえると、いわゆる業績評価を直接給与に反映させるなどの運用にはなじまないと考えられる。（現在の運用では、勤勉手当についても均分して支給している。）

令和4. 10. 28 衆法 鈴木庸介（立憲）

問1 現在の裁判官の報酬は、誰がどのような判断で決めているのか。

答 裁判官の報酬については、裁判官の報酬等に関する法律第3条により、最高裁判所が定めることとされている。

裁判官任官後約20年の間は、同時期に裁判官となった者が概ね同時期に昇給しており、約20年を経過した後は、当該裁判官の経験年数のほか、ポストや勤務状況等を考慮して、各高等裁判所の意見を聞いた上で、最高裁判所裁判官会議において決定している。

令和4. 10. 28 衆法 鈴木庸介（立憲）

問2 裁判官の給与水準の適正についてどのように考えるか。

答 裁判官の報酬は、その職務と責任の特殊性を踏まえたものであり、超過勤務手当の支給がないこと、その責任にふさわしい適材確保の必要性を満たすべきものであることを考慮しつつ、民間企業の給与水準とのバランスを踏まえて決まる国家公務員全体の給与体系の中でのバランスにも配慮して、法により定められているものと理解している。

令和4. 10. 28 衆・法務委員会 鈴木庸介（立憲）

問3 裁判官の執務環境の観点から庁舎内の温度調整が必要である
と考えるが、裁判所の庁舎の空調（エアコン）が夕方5時
で切れるというのは本当か。

（答）

委員ご指摘のとおり、執務室等の温度調整が裁判官などの職員の執務環境などの観点から重要であると認識しており、空調設備の運転に関しましては、勤務時間内の稼働を前提に、裁判官等の職員から申請があれば運転を延長するなど、実情に応じて適切に運用しているものと承知しております。

例えば、最高裁におきましては、午前8時から午後6時まで空調の運転を行っており、午後6時以降も執務の必要がある部署から延長の申請があれば、運転時間を延長しております。

令和4.10.28

衆・法務委員会

鈴木庸介（立民）

問4 最高裁判所事務総局の役割について問う。

（答）

- 一般論としてお答えしますと、（最高裁判所は、大きく、本来の役割である裁判を行う裁判部門と、そのような裁判部門を様々な面でサポートする司法行政部門に分かれておりますところ）、最高裁判所事務総局は、司法行政部門を担う最高裁判所の裁判官会議を補佐し、最高裁判所の庶務を掌る機関として設置されております。裁判所がその本来の使命たる司法裁判権行使の目的を達成するために必要な人的機構、物的施設を供給維持し、事務の合理的、効率的な運用をはかるといった事務を行っております。

問5 最高裁事務総局に関しては、その裁量が大きく、異動や昇給などにより下級裁判所の裁判官を支配しているという指摘があるが、このような現在の事務総局に向けられた社会の評価に対してどのように考えているか。

答 裁判官は、その良心に従い、法と証拠に基づいて裁判を行うものであり、他者からの評価を意識して裁判をするようなことがあってはならないと考えており、裁判所としても、裁判官が自律的に職務を遂行するため、その職権行使の独立への配慮はきわめて重要であると考えている。

たとえば、裁判官の昇給の運用に当たっては、裁判官任官後約20年の間は、裁判官の職権行使の独立を給与面から担保する必要があることなどから、同期がおおむね同時期に昇給する運用を行っている。

また、裁判官の任用配置に当たっては、面談等を通じて把握する本人の希望、健康状態、家族の状況等の事情にきめ細やかに配慮しながら、適材適所の観点で実施しているところであり、個別の判決等における判断内容を反映させるようなことは、あってはならないことであり、そのような考慮はしていない。

今後とも、裁判官の職務の特質を踏まえた上で、裁判官が

自律的に職務を遂行することができるよう、その職務環境の整備に努めてまいりたい。

令和4. 10. 28 衆法 鈴木庸介（立憲）

問6 裁判官の「内面の自由が」侵害されているのではない
かという批判があるが、その点についてどのように考
えているか。

答 先ほど申し上げたとおり、裁判官は、その良心に従い、法と証拠に基づいて裁判を行うものであり、他者からの評価を意識して裁判をするようなことがあってはならないと考えており、裁判所としても、裁判官が自律的に職務を遂行するため、裁判官の「内面の自由」が制約されることのないよう、その職権行使の独立に配慮することがきわめて重要であると考えている。

先ほど申し上げたとおり、裁判官の昇給や任用配置に当たって、その職権行使の独立に配慮しながら運用していることはもちろん、たとえば、人事評価の実施に当たっては、各裁判官と面談した上で、裁判官にランクを付けるような段階式の評価ではなく、文章体による記述式の人事評価を行っており、各裁判所の所長等の評価権者において、裁判官の個別の事件処理に影響を与えないよう細心の注意を払って実施している。

加えて、司法研修所においても、裁判官が自ら応募し、自由に討議する形式の研修等を幅広く実施しているところであ

り、裁判官が裁判所における諸課題について自由に議論をし、自律的に職務に当たる環境を整備していくことは重要と考えている。

今後とも、裁判官の職務の特質を踏まえた上で、裁判官が「内面の自由」を制約されることなく、自律的に職務を遂行することができるよう、その職務環境の整備に努めてまいりたい。

令和4. 10. 28 衆法 鈴木庸介（立憲）

問7 事務総局において裁判官の労働環境の改善につきどのように取り組む予定か。

答 裁判官が心身ともに健康な状態で職務に当たり、その能力を十分に発揮することができるよう、その職務環境を整備することは重要であると考えている。

そのため、事件動向等を踏まえた適切な人員配置に努めているほか、各地の裁判所において、個々の裁判官が休日や夜間にどの程度仕事をしているのかや、裁判官の手持ちの事件数や内容も含めた負担の程度について、部総括裁判官をはじめとする周囲の者が、きめ細かく把握するよう努め、必要に応じて、その働き方について指導・助言したり、事務負担を見直したりするなどして、裁判官の心身の健康に配慮している。

今後とも、裁判官の職務の特質を踏まえつつ、裁判官の職務環境の整備に努めてまいりたい。

令和4. 10. 28 衆法 吉田はるみ（立憲）

問1 裁判官の人事評価はどのようなものか。昇給や人事に反映されているのか。

答 裁判官については、公正な人事の基礎とするとともに、裁判官の主体的な能力向上に資するため、（裁判官の人事評価に関する規則に基づく）人事評価制度を実施している。

人事評価の実施に当たっては、裁判官の職権行使の独立への配慮がきわめて重要であると考えており、評価権者である地家裁所長等において、裁判官の個別の事件処理に影響を与えないよう細心の注意を払っているものと承知している。

具体的には、人事評価は、事件処理能力、組織運営能力及び一般的資質・能力の3つの評価項目について、裁判所外部からの情報にも配慮して行うものとされているところ、裁判官の独立を侵害するおそれがあるため、個別の裁判における判断内容や結論の当否を評価に反映することはない。

また、昇給については、裁判官任官後約20年の間は、同時期に裁判官となった者が概ね同時期に昇給するため、直ちに人事評価が昇給に影響するわけではない。

任官後、約20年を経過した後は、当該裁判官の経験年数のほか、ポストや勤務状況等を考慮して、各高等裁判所の意見を聞いた上で、最高裁判所裁判官会議において決定される

ので、人事評価が関係してくることとなる。

令和4. 10. 28 衆法 吉田はるみ（立憲）

問2 裁判官の勤務実態や長時間労働対策はどのようなものか。

答 裁判官が心身ともに健康な状態で職務に当たり、その能力を十分に発揮することができるよう、その職務環境を整備することは重要であると考えている。

そのため、事件動向等を踏まえた適切な人員配置に努めているほか、各地の裁判所において、個々の裁判官が休日や夜間にどの程度仕事をしているのかや、裁判官の手持ちの事件数や内容も含めた負担の程度について、部総括裁判官をはじめとする周囲の者が、きめ細かく把握するよう努め、必要に応じて、その働き方について指導・助言したり、事務負担を見直したりするなどして、裁判官の心身の健康に配慮している。

今後とも、裁判官の職務の特質を踏まえつつ、裁判官の職務環境の整備に努めてまいりたい。

令和4. 10. 28 衆法 吉田はるみ（立憲）

問3 女性裁判官の活躍を推進するため、出産や育児のライフイベントがキャリアアップに不利にならないようにするためどのような取組みをしているか。

答 最高裁としては、裁判官としてふさわしい資質・能力を備えた人については、男女を問わず活躍できるようにすることが重要であると考えている。

たとえば、裁判官の任用配置に当たっては、面談等を通じて把握する本人の任地や担当職務等についての希望を踏まえて、家族の状況等の事情にもきめ細かく配慮しつつ、適材適所の観点で実施している。

また、育児休業等を取得している裁判官に司法研修所から自己研さんに資する資料等を提供するなどして、裁判官としての成長と子育て等の家庭生活との両立を図ることができるよう配慮している。

裁判官のワークライフバランスは重要であると考えており、各庁の事件動向等に応じた裁判官の配置に努めるとともに、各庁の実情に応じて担当事務の分担の仕方の工夫をするなどの配慮を行うほか、仕事と育児や介護等の両立支援制度の周知に努めるなどして、積極的に取り組んでいるところである。たとえば、男性裁判官の育児休業取得率は、

令和3年度には55%まで上昇してきており、引き続き、
このような取り組みを進めることで、裁判官が男女を問わ
ずその能力を十分に発揮し、活躍することができるよう、
努めてまいりたい。

令和4. 10. 28 衆法 沢田良（維新）

問 最高裁判所長官及び簡易裁判所判事17号の報酬等の年額はそれぞれどのくらいか。

答 現行の最高裁判所長官の報酬等の年額は、約4000万円であり、現行の簡易裁判所判事17号の報酬等の年額は、約600万円である。

令和4. 10. 28 衆法 鈴木義弘（国民）

問1 国全体で進めている働き方改革の流れのなかで、裁判官の働き方についてどのように取り組まれてきたのか。

答 裁判官のワークライフバランスは重要であると考えており、各庁の事件動向等に応じた裁判官の配置に努めるとともに、各庁の実情に応じて担当事務の分担の仕方の工夫をするなどの配慮を行うほか、仕事と育児や介護等の両立支援制度の周知に努めるなどして、積極的に取り組んでいるところでございます。

今後とも、ワークライフバランスを実現できる執務環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

令和4. 10. 28 衆法 鈴木義弘（国民）

問2 本改正案では、裁判官では判事補8号以下、簡易裁判所判事13号以下の者を対象とした改定であるが、これらの者の勤務状況は如何に。

答 判事補8号以下の者は、判事補の中でも若手の者であり、各裁判所において、主に合議事件の主任裁判官等として執務し、裁判官として事件を担当する経験を積んでいる時期にあるものと承知している。

なお、簡易裁判所判事13号以下の者については、現時点で対象となる者がおりません。

令和4. 10. 28 衆法 鈴木義弘（国民）

問3 裁判官の勤勉手当を算出するにあたり、成績率の内容は如何に。

答 裁判官の勤勉手当は、裁判官の職務の独立性に鑑み、いわゆる業績評価の結果を反映させることになじみにくいことから、均一の成績率を用いる運用としている。

令和4. 10. 28 衆法 鈴木義弘（国民）

問4 扶養手当について、今日においては、世帯によって家族構成やライフスタイルも様々であるところであるが、その額や支給に対して議論は起きていないか。

答 裁判官の扶養手当については、裁判所で独自の制度を有するものではなく、法令に基づき、一般の政府職員の例に準じているにすぎないため、最高裁判所としては、扶養手当の額や支給について意見を述べる立場にない。

令和4. 10. 28 衆法 鈴木義弘（国民）

問5 住居手当や寒冷地手当について、これらが所得に含まれないような支給ができないものか。

答 裁判官の住居手当や寒冷地手当の支給については、法令に基づき、一般の政府職員の例に準じているところである。

これらの手当が給与所得として課税の対象となることの可否についてはお答えする立場にない。

問1 事件記録等は、誰のものか。

（答）

- 事件記録等は、事件に関して裁判所及び当事者にとって共通の資料として作成され、受訴裁判所において保管されているものであり、訴訟の進行に利害関係を有する当事者によって利用されることが当然に予定されているものであります。
- もっとも、事件記録等の中には、その存在について歴史的、社会的な意義が認められるものや、後日の事件処理に当たっての参考となるようなものなど、事件記録等保存規程で定める保存期間が経過しても特別に保存すべき史料又は参考資料も含まれていると理解しております。

令和4. 11. 2 衆・法務委員会 寺田学（立憲）

問2 現在、特別保存に付している事件記録等は何件あるのか。

（答）

- 今回の件を踏まえ、最高裁としては、取り急ぎ、各庁に対し、特別保存に付された事件の件数について照会を行っているところでございます。
- 各庁から報告を受けたものを概数としてお示しますと、令和4年10月21日時点で、特別保存に付された事件の件数は、全国で、約1,500件余りでございます。

令和4. 11. 2 衆・法務委員会 寺田学（立憲）

問3 特別保存に付している事件記録等について、最高裁として、これらが適切に保存されていることの確認はできているのか。

（答）

- 最高裁としましては、現在、各庁に対し、特別保存の件数のほか、特別保存に付された事件記録等の保存状況についても照会を行っているところであり、各庁における特別保存の状況の把握に努めているところでございます。

令和4. 11. 2 衆・法務委員会 鈴木義弘（国民）

問1 重要な裁判記録である「特別保存」として国立公文書館へ移されている記録はどのくらいあるのか。昨年度、1年間の件数を問う。

（答）

（○ 裁判記録の国立公文書館への移管につきましては、平成21年8月5日の内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ並びにこれを受けた平成21年8月5日及び平成25年6月14日の内閣府大臣官房長・最高裁判所事務総局総務局長等申合せに基づき、2項特別保存に付されている民事訴訟事件の事件記録等を、順次、裁判所から国立公文書館へ移管しているところでございます。）

○ 昨年度の事件記録につきましては、（裁判文書の移管計画に関する平成29年11月21日付内閣総理大臣決定に基づきまして、大阪高等裁判所及び高松高等裁判所の各管内の高地簡裁で保存する事件）106件の移管を行っております。

令和4. 11. 2 衆・法務委員会 鈴木義弘（国民）

問2 デジタル化を推進するなかで、裁判記録の保存について、今後どのように取り組んでいくのか。

（答）

○ 裁判手続のデジタル化が実現され、記録が電子化された場合には、記録の保存の観点からは、記録を物理的に保管するためのスペースが不要になり、職員による運搬も不要になるなどが想定されるところでございます。

記録の電子化に伴う記録の保存の在り方については、今後、このような電子化された記録の特性のほか、システムの維持・管理に関するコストの問題や、事件記録等に表れる高度な個人情報保有し続けることに関する問題等も踏まえつつ、検討していきたいと考えております。

令和4. 11. 9 衆・法務委員会 吉田はるみ（立憲）

（問1）神戸児童連続殺傷事件について、記録の復元を行う考えはあるか。

（答）

○ 委員ご指摘の事件は、平成9年に終局した事件であると承知しております。

当該事件の記録の復元につきましては、25年前の事件関係の資料が現時点においてどの程度残っているのかといった問題や、仮に資料が残っていたとしても、一部にとどまるとすれば、いわゆる史料としての価値があるといえるのかといった問題など、検討に当たって難しい問題を含んでいるものと思われるところでございます。

（問2）今後、同様の事態が生じた場合には、その責任はどこにあると考えるか。

（答）

○ 委員ご指摘の神戸家裁の件などにつきましては、個別の記録が特別保存に付されなかった理由や、廃棄された当時の状況については明らかでないものの、（特別保存を適切に行うための仕組みが導入される前の）特別保存の適切ではない運用に起因するものでありまして、庁全体の問題、さらには裁判所全体の問題であると考えております。

（○ 最高裁としては、既に、令和2年に、重要な憲法判断がされた事件の記録等の廃棄が明らかになったことを端緒として、東京地裁において適切な記録保存の運用を確保するため策定された運用要領を、各庁に参考として共有し、適切な運用要領が定められるよう努めたところであります。

○ もっとも、）このたび、耳目を集めました少年保護事件記録等を特別保存に付さずに廃棄してい

たことが明らかとなりまして、最高裁として、改めて、これまでの特別保存の運用の在り方が適切であったか、適切な運用に向けた取組が十分であったかを、第三者の目から客観的に評価していただき、将来にわたって事件記録の管理の適切な運用を確保していく必要があると考えておりまして、外部の有識者委員の意見等を踏まえ、今後の検討を進めてまいりたいと考えております。

- ご指摘の問題は、（今後、同様の事態が生じてしまった場合という仮定の問題であり、なかなかお答えしづらいところではございますが、）仮に、今後、同様の事態が生じてしまったとすれば、その経緯等を踏まえ、それが個別の問題であるのか、それとも裁判所全体の問題であるのか等を含め、検討することになるのではないかと考えておりますが、繰り返して恐縮ですが、今回の事態を受けて、将来にわたって、記録の適切な管理を確保するべく、外部の有識者委員の意見を踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。

（問3）裁判手続のデジタル化を踏まえ、記録の保存の在り方について、どのように考えているか。

（答）

- 例えば、民事訴訟につきましては、令和4年5月25日に民事訴訟法等の一部を改正する法律が公布され、訴訟記録の電子化など、民事訴訟手続のデジタル化を実現するものとされておりまして、最高裁としては、その施行に向けて、必要な準備を行っているところでございます。
- 記録が電子化された場合には、記録の保存の観点からは、記録を物理的に保管するためのスペースが不要となり、また、職員による運搬も不要になることなどが想定されるところでございます。

記録の電子化に伴う記録の保存の在り方については、今後、このような電子化された記録の特性のほか、

（システムの維持・管理に関するコストの問題や、）

事件記録等に表れる高度な個人情報等を保有し続ける

ことに関する問題等も踏まえつつ、検討していきたい

と考えております。

令和4. 11. 11(金) 衆・法務委 鈴木義弘議員（国民）

問 裁判所は、自白に重きをおいた判決を下してはいないか。

(答)

- （被疑者・）被告人の自白を含め、各証拠の評価をどのように行うかということにつきましては、各裁判体において、個別具体的な事情を踏まえて判断すべき事項であり、委員の御質問について、事務当局としてお答えすることは困難です。

(対家庭局長)

家庭局 作成

11月16日(水)衆法 14:05～14:33 阿部弘樹議員(維新)

問 成年後見人として選任された専門職が、成年被後見人の親族を被告として、不正があったなどとして損害賠償を求める民事訴訟の件数を問う。

(答)

一般論として、成年後見人として選任された専門職の判断により、成年被後見人の親族を被告として損害賠償を求める訴えを提起する場合はあると承知しておりますが、このような民事訴訟の件数については、統計を取っていないため、お答えすることができません。

以 上